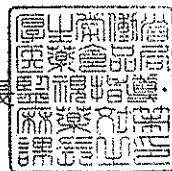


薬食監麻発第 0627003 号
平成 18 年 6 月 27 日

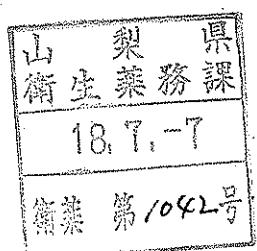
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



バッテリーに使用される硫酸の取扱いについて

標記について、平成 18 年 6 月 27 日薬食監麻発第 0627002 号により別添のとおり関係機関あてに通知したので、内容を御承知の上、貴管下関係者等に周知されたい。



別添

薬食監麻発第 0627002 号

平成 18 年 6 月 27 日

財務省 関税局 業務課長
経済産業省 商務情報制作局 情報通信機器課長
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
化学兵器・麻薬原料等規制対策室長
経済産業省 貿易局 貿易管理課長

殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

バッテリーに使用される硫酸の取扱いについて

バッテリーに使用される硫酸については、平成 12 年 7 月 24 日付け医薬麻第 1390 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知に基づき、車両、船舶等に搭載されたバッテリーに使用されている硫酸に限り、麻薬向精神薬原料として取り扱わないこととしているところです。

しかし、車両、船舶等に搭載されていないバッテリーに使用されている硫酸についても同様の取扱いとするよう要望が多数寄せられており、また、これまで当省としてもバッテリーに使用されている硫酸を転用し、麻薬等の不正製造に使用された事例を承知しておらず、今後も不正製造に使用されるおそれが高いと考えられます。こうしたことから、国際麻薬統制委員会に対して照会した結果等を踏まえ、今後下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、関係各方面に対する周知徹底を図るとともに、その運用に当たっては遺漏なきようお願いします。

記

1 今般、国際麻薬統制委員会から、

(1) 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約第12条第14項に基づき、付表に掲げる物質を含む製品であって、当該製品から当該物質を容易に回収することができない場合には、当該製品については、当該物質に適用される条約上の統制から除外される。

(2) バッテリーから硫酸を回収することは現実的に困難であるので、日本政府が、車両、船舶等への搭載の有無にかかわらず硫酸を含むバッテリーを規制しないことは条約上差し支えない。

との見解が示されたこと等にかんがみ、車両、船舶等への搭載の有無にかかわらずバッテリーに使用されている硫酸については、麻薬向精神薬原料として取り扱わないこととすること。

2 なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない限り、回収が困難とは言えないことから、今後とも規制対象であること。